

▶▶ 今月の主な記事

損害賠償請求事件
全面勝訴
1～2

新年組合員
交流会
3

労働保険の
年度更新
4

労務改善セミナー
開催
5

離職防止両立
支援制度拡充
5

「損害賠償請求事件」裁判

池田光繁被告に判決が下る

池田光繁(前専務理事)が不当に私的流用(横領)した金の弁済を求めて起こした「損害賠償請求事件」裁判の判決が、2024年1月31日京都地方裁判所で言い渡され原告である全京都建設協同組合は全面的に勝訴しました。

【主文】

1、被告【池田光繁】は原告【全京都建設協同組合】に対し1,916万6,507円及びこれらに対する平成29年(2017年)8月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

この発端は、2016年5月19日(木)に行われた「全京都建設協同組合2016年度通常総会」で、事前に組合員さんから交際費

に関する質問書が提出されていたにも拘わらず、当時専務理事であった池田光繁が総会当日の質問にきちんとした回答をすることが

出来ず、後日回答をする約束を行いました。そのことにより不正支出の疑いが強まり、理事の追求が始まりました。 次頁へ

ビル用サッシ設計・施工

アルミ製建具
スチール建具
ステンレス製建具
アルミ金物



京滋不二サッシ株式会社

京都市山科区小山西御所町5-8

TEL:075-593-7563 FAX:075-593-1684

Mail: keijifuji_1010@ia9-itkeeper.ne.jp

今回の裁判は、「説明のつかない交際費の支出」にあり「組合のルールを無視し組合に多大な損失を与えた」ことにあります。

池田専務理事は、

- ①事前に理事会に諮らず、予算を大幅に超過した接待交際費を独断で使用。2015年度接待交際費予算1,800,000円に対し決算9,903,796円、差引8,103,796円超過分は、領収書原本の提示が全く無く、それを理事が見に行く機会も設定していなかった。
- ②もう一つ大きな問題は「事後報告も一切なされていない」ことであった。
- ③理事会で「文化財と仕事の流れと今後の計画」なるものの説明を受けたが配布された資料は秘密事項があることで回収された。その中で「未来事業の種まきのため必要だった経費」との説明を受けたが、そんな事業計画は事前に理事会に知らされておらず、そのために必要という経費増額の要請もなく、秘密裏に独断で事が運ばれた。
- ④交際費を使い接待攻勢で仕事を取るという発想自体、遠い過去のものである。交際費は通常お世話になったお礼として使用するものであり、接待しなければ仕事が取れない、というのは汚職に発展する恐れもあり組合理念に反した行動である。その行為そのものが組合の信用を低下させるものであり、仮に接待攻勢で仕事を得られたとしても継続性が疑わしく、交際費が際限なく膨らむ可能性があり、費用対効果から考えて見ても組合が採用すべき行動ではないのは自明である。
- ⑤理事をはじめ組合活動を行っている組合員さんは、普通なら支払われるべき交通費も自腹で行っており、その善意で支えられている。そのような状況で810万円も超過して接待交際費を独断で使用するのは組合に対する背信行為である。(定款第29条)

以上のことから、下記の処置がなされました。

- ①調査委員会の設置(理事会から選出5名程度)(定款第49条：規約第2条13項)
- ②2015年度の接待交際費の支払い伝票の全て。特に専務理事が専決(伝票の最終捺印者)で行った小口伝票と領収書の閲覧を監事と調査委員会が共に行う。(定款第28条1項)
- ③調査委員会報告を8月31日(水)までに完了する。

池田被告の精算領収書を精査した結果、架空の接待相手や捏造が疑われる領収書が多数見つかったため、理事会決定で訴訟に踏み切り今回の勝訴判決に至ったものです。

以上

2024年2月8日
全京都建設協同組合理事会

＼ 調査無料キャンペーン実施中 ／

届かないなら空から

ドローン空撮による屋根・屋上・外壁の調査は
株式会社エム・アール・ピー



こちらのホームページからお問い合わせください。このQRコードをスマートフォンで読み取ると、こちらのホームページにアクセスできます。

新年組合員交流会

去る令和6年1月19日(金)にザ・サウザンド京都にて全京都建設協同組合新年組合員交流会を開催いたしました。本年も多くの組合員の方々と新年をお祝いできましたこと大変嬉しく思っております。

開会にあたり田中代表理事よりご挨拶(要旨別記)を頂戴し、続いて吉富理事より年始に発生した能登半島地震に続き航空機事故の被災者へのお見舞いと被災地の早期復興への祈念のお言葉、新年の組合について「辰年にちなんで昇り竜のごとく飛躍・発展する年としたい」旨の抱負を述べられ、乾杯の

ご発声となりました。

乾杯後は、歓談のお時間となり各支部でテーブルを囲み、支部の交流と組合員同士の親睦もはかることができました。また会場内では、新年の挨拶を交わす姿が見られ、新年会ならではの穏やかな時間が流れていました。

楽しい時間は一瞬で過ぎてしまうもので、あっという間に中締めのお時間がやってまいりました。閉会のご挨拶を宮下副理事長に頂



吉富理事

戴し、最後は毎年恒例の一丁締めにて「新年組合員交流会」を無事に終えることができました。



宮下副理事長

新年のお忙しい中、「全京都建設協同組合新年組合員交流会」にご参加いただきまして誠にありがとうございました。

本年も組合活動にご協力を賜りますよう何卒よろしく願い申し上げます。

田中代表理事より開会のご挨拶

開会のご挨拶に先立ちまして、今年1月1日、石川県能登半島におきまして最大震度7



田中代表理事

の大地震が発生しました。地震によりお亡くなりになられました皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

能登半島地震につきましては、昨夜の三役会議で、被災された方に対し組合として何か支援できないかと話が議題として上がりました。内容につきましては今月の理事会でも協議したいと考えております。組合員の皆様にご協力いただくこととなるかもしれませんが、その際は何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

改めまして、旧年中は組合員の

皆様のお力添えにより、組合活動が無事に進めることができましたこと、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

組合事業といたしましては昨年4月から中期経営計画を推進しております。

2022年からスタートした職員主導による組織改革ですが、2023年～2027年までの5か年計画に基づき、三役、理事会、職員が一丸となり、組織ぐるみの取り組みへと進んでおり、それぞれの立場で活発な議論が行われる中着実に計画が進められています。

理事会の協議内容や経営状況、組織活動などの情報を正確に共有することを目的に、理事会終了報告書として支部役員会で配布させていただいているのもその一つです。

組合員の皆様、職員、組合に関わる全ての皆様のご協力のもとで、新しい組合員を迎え、次世代

に受け継がれる組合づくりを共に進めていきたいと考えておりますので、ご意見やご要望がございましたらご連絡いただけましたら幸いです。

協同組合の発展には相互扶助の精神に基づく組合員の皆様のご協力がなければなりません。今後ともより一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

田中代表理事、吉富理事、宮下副理事長からは、それぞれ能登半島地震の被災者へのお見舞いと早期復興への祈念のお言葉がありました。今後、組合として被災者・被災地域への支援を検討していくとのことですので、組合員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

労働保険の年度更新について

今年の労働保険の年度更新手続きが間もなく始まります。ここで労働保険の仕組みと年度更新手続きについて改めて簡単にご説明いたします。

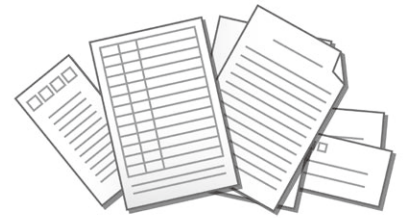
労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。労災保険は人を雇っている全ての事業主に、働く場所（「事業所」と呼びます）ごとに加入が義務付けられています。勤務する時間・日数に関わりなく加入が義務付けられているものですので、手続きをしていない事業主様はこの機会に加入手続きをしましょう。一方、雇用保険は労災保険加入者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません。

さて、この労働保険の前年度保険料の申告・納付、当年度保険料見込額の申告・納付を同時に行うのが労働保険の年度更新手続きです。前年度の保険料を確定保険料、当年度の見込額を概算保険料と呼びます。確定保険料の額は、通常従業員に支払った給与総額に業種ごとに定められた保険料率を乗じ

て算出されます。労働保険の保険年度は4月から翌年3月までです。今年の年度更新では令和5年4月から令和6年3月までに支払った給与を報告していただくこととなります。この報告の書式が「労働保険料等算定基礎賃金報告書」です。

ところで、先に労働保険は働く場所（事業所）ごとに申告しなくてはならないと述べましたが、建設で働く場所といえば工事現場です。工事は同じ場所ですとすることはありませんから、これを全て別の事業所として申告書を作っているのは、大変な量の書類になってしまいます。また、工事現場で働く人は工事の進捗状況で入れ替わりますので、給与の額を事業所ごとに正確に計算することはとても難しくなります。そこで、建設工事の労災保険は工事の受注金額から給与相当額を算出し、保険料を計算することとされています。また、一定額以下の工事はまとめて報告することも認められています。この報告をする書式が「一括有期事業報告書」です。

全京都建設協同組合は、厚生労



働大臣の認可を受けた労働保険事務組合として、委託事業主の皆様から受け取った「労働保険料等算定基礎賃金報告書」と「一括有期事業報告書」を基に労働保険料を計算し、皆様から保険料をお預かりして京都労働局へ申告・納付しています。申告・納付の期限は毎年7月10日、当組合への事業主様からの報告期限は例年5月末から6月上旬頃です。

以上、労働保険と年度更新の概略でした。もっと詳しく知りたい場合はお気軽にお問い合わせください。最後にお願いです。当組合が受託している労働保険事務はおよそ400の事業所からとなっております。この400の報告が6月上旬の期限に集中してしまうと、その後の労働保険料の計算がとても大変です。委託事業主の皆様においては、可能な限り早めの書類提出にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

想定を超える大地震に耐える

SRF

震度8耐震

鉄筋コンクリート



鉄筋コンクリート+SRF



繰り返しの地震の揺れに強い「SRF工法」
強靱で柔軟なポリエステル繊維製のベルトを巻きつけ・貼りつける耐震補強工法です。
震度7クラスの揺れを数回加えても、倒壊しないだけでなく揺れも抑えることが確認されています。



石山テクノ建設株式会社

一級建築士事務所

〒601-8468 京都市南区唐橋西平垣町38-1
TEL (075) 682-4377(代) FAX (075) 682-4378

労務改善セミナーを開催しました

去る令和6年2月9日(金)にラポール京都にて働き方改革に関する労務改善セミナーを開催しました。京都働き方改革推進支援センターよりセンター長の野原様と講師には京都働き方推進支援センターより社会保険労務士の三義先生をお招きして、令和6年4月1日より改正される内容について解説していただきました。

建設業の皆様には大変重要な内容となっております。多くの方が該当するのではないのでしょうか。

①労働条件明示のルールについて

労働条件通知書に明記すべき内容、労働者に伝えるべき内容など注意点を含めて話していただきま

した。

②時間外労働の上限規制

時間外労働では必ず必要となっている36協定書の書き方、時間外労働の時間規制について話を進めていただきましたが、当日は機器トラブルがあり、内容を理解することが難しかったかもしれません。先生の重要ポイントとして、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。時間外労働に関して見直す必要が出てくるのです。もし月100時間以上になると法律違反となりますのでお気を付けください。



今回の内容でご不明な点等がございましたら、いつでもご連絡をお願いします。また個別に相談なども可能ですので、今回のセミナー内容以外にも取り組まなければならない内容は多数ございます。お困りの際はお気軽にお問合せください。

- 残業60時間超の賃金引上げ
- パワーハラスメント防止措置
- 育児・介護休業法
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得 など

【お問合せ先】

京都働き方改革推進支援センター

TEL：0120-417-072

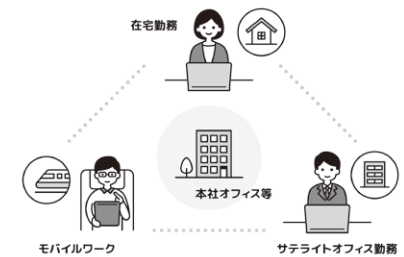
受付時間：平日9:00～17:00

育児・介護による離職防止 両立支援制度を拡充へ

厚生労働省は、育児や介護があっても労働者が働き続けられるよう、仕事との両立支援制度を拡充する方針です。育児では、テレワークや短時間勤務など多様な働き方を選べるよう、企業に対応を求めています。介護では、既存の両立支援制度を周知するととも

に、労働者に利用の意向を確認することを企業に義務付ける。

育児支援では、子が3歳になるまでの両立支援としてテレワークの活用を努力義務化することを「適当」とした。導入の困難な業種、職種に対し、テレワーク活用のための配置転換までは求めない。ま



た「1日6時間」を原則とする短時間勤務について「5～7時間」へ見直したり、週休3日を取り入れるなどさらなる柔軟化を目指す予定です。

軽天・ボード工事

-内装工事全般-



工事規模の大小や個人・法人を問わず素早く対応いたします

建物の内装に関わる施工一貫
軽天工事・ボード工事は
弊社におまかせください。

株式会社TRUST

京都府知事認可
(般-2)第42840号

〒616-0065 京都市右京区西院日照町86-6 おおやまビル3F

TEL/FAX 075-432-8736 Mobile 090-5889-2450

法律Q&A

遺言執行者の職務を 弁護士に任せることができます

毎月第一水曜日
無料法律相談

Q 先日亡くなった親戚が遺言を書いていて、どうやら私が「遺言執行者」というものに指定されているようです。いろいろと手続きをしなければならないようですが、正直自信がありません。どうしたらよいのでしょうか？

A ①遺言執行者というのは、遺言の内容を実現することなどを任務とする者です。例えば預貯金であれば解約・払戻しや遺言で指定された人への引渡しを行いますし、不動産であれば名義変更などを行うこととなります。

この遺言執行者は、以前は原則として自分自身で職務を行わなければならない、「やむを得ない事由」がない限り他の人に委ねることはできないとされていました。その

ため公正証書遺言では、「遺言執行者は、本遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる」などとわざわざ明記していたのです。

②しかし、遺言の内容は複雑な場合もありますし、専門家でない方には慣れないことで負担になることもあります。迅速・正確に職務を行わなければならない、不安に思われる方もおられると思います。

そこで、民法改正により「自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる」ということになりました(改正民法1016条)。こうして、遺言で遺言執行者と指定された場合も、その職務を弁護士などの第三者に委任することができるようになったのです。

③ただし、注意が必要なのは、

このように遺言執行者が職務を第三者に委任することができるのは、民法改正以降に作成された遺言書、つまり2019年(令和元年)7月1日以降に作成された遺言書に限られるという点です(それよりも前に作成された遺言書でも、上記の公正証書遺言のように、遺言書の中に可能である旨が記載されている場合は別です)。

そこでご相談者の場合、まずは遺言書がいつ作成されたものかを確認しましょう。当事務所にご相談を頂ければ第三者への委任の可否はもちろん、実際の職務を承ることもできますので、まずはご相談ください。

（ 京都第一法律事務所 ）
 弁護士 谷 文彰

京都第一法律事務所

TEL.075-211-4411(代)

弁護士 秋山健司	弁護士 岩橋多恵	弁護士 高木野衣	弁護士 前田修平
弁護士 荒川英幸	弁護士 大河原壽貴	弁護士 谷 文彰	弁護士 村山 晃
弁護士 飯田 昭	弁護士 大島麻子	弁護士 寺本憲治	弁護士 森川 明
弁護士 糸瀬美保	弁護士 尾崎彰俊	弁護士 藤井 豊	弁護士 森田浩輔
	弁護士 尾崎文紀	弁護士 細田梨恵	弁護士 渡辺輝人

建設協組の組合員さん、ご家族のご相談は初回無料です。
毎週木曜日10時~12時、1時~3時まで電話無料相談もあります。

無料電話相談 0120-555-262

毎月第一水曜日 午後1時半~4時まで組合本部にて出張法律相談実施中(相談無料)



京都市中京区烏丸通二条上る蔭絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル 4階

Q 2年前、元夫からの暴言に耐えかね、当時2歳だった子を連れて離婚しました。その後元夫とは全く交流がなかったのですが、先日、家庭裁判所から連絡があり、元夫が子との面会を求めて調停を申し立てたことを知りました。子は父親のことを覚えていませんし、私も元夫とは顔をあわせたくありません。元夫の要求に応じなければなりませんか。

A 離婚をする際には、父母は、どちらが子を引き取るのかだけでなく、養育費や面会交流について協議をして決める必要があります。当事者間で面会交流の協議ができない場合は、家庭裁判所に調

停を申し立てることができます。調停では、調停委員という社会的な知識経験を有する職員が仲介してくれますので、あなたは元夫と顔をあわせずに話し合いを進めることができます。また、家庭裁判所には調査官という心理学や教育学を学んだ専門の職員もおり、調停期日に立ち会い、調停委員とともに話し合いの援助をしてくれます。お尋ねのケースでは、お子さんは父親を覚えておらず、交流もなかったということですから、すぐに面会交流を実施するのは難しいでしょう。家庭裁判所にはおもちゃや絵本などを備えたプレイルームがありますので、まずは調査官が立ち会って試行的な面会を

実施し、父子の交流状況を調査することになると思われます。その後、具体的な面会方法について決めるため協議をしていくことになりますが、父子の交流に問題がないケースでは、並行して調停外で面会交流を実施するよう求められることもあります。ご自身だけで対応することが難しければ、調停期日への同行や、期日外での面会交流の調整・立ち会いを弁護士に依頼することもできますので、ご検討ください。

（ 京都第一法律事務所 ）
弁護士 大島麻子

広告掲載社募集



お気軽に
お問合せ
ください

（組合員価格）小：3,000円 大（この寸法）：5,000円
（員外価格）小：5,000円 大（この寸法）：7,000円

- ◆その他2/5段、1面広告などあります。
- ◆組合員さんはお得な年割りもあります。

お問合せ：全京都建設協同組合までお問合せください。

TEL：075-382-1021 FAX：075-394-3201

労基協の技能講習

●フォークリフト運転技能講習

学科日程：4月16日(火)

実技日程：4月17日(水)～19日(金)

学科会場：京都経済センター

実技会場：三菱ロジスネクスト(株)
京都工場

受講料：35,200円(税込)

テキスト代：1,650円(税込)

●一般建築物石綿含有建材調査者講習

日程：4月24日(水)～25日(木)

会場：京都経済センター

受講料：49,280円(税込)

●化学物質管理者専門的講習

日程：4月22日(月)～4月23日(火)

会場：京都経済センター

受講料：36,300円(税込)

テキスト代：1,980円(税込)

【問合せ・申込み】

(公社)京都労働基準協会

Tel.075-353-3503

※連合会のホームページ

<http://www.kyoukiren.or.jp>

※受講申込者が少人数の場合は中止になることがありますのでご了承ください。



建災防の各種講習

●石綿作業主任者技能講習

日程：4月17日(月)～18日(火)

会場：京都建設会館

受講料：14,652円(税込)

●一般建築物石綿含有建材調査者講習

日程：4月25日(火)～26日(水)

会場：京都建設会館

受講料：50,028円(税込)

●フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(6時間)

日程：4月10日(月)

会場：京都建設会館

受講料：11,209円(税込)

●足場の組立て等特別教育

日程：4月13日(木)

会場：京都建設会館

受講料：11,407円(税込)

●職長のためのリスクアセスメント教育

日程：4月21日(金)

会場：京都建設会館

受講料：10,307円(税込)

●職長・安全衛生責任者教育

日程：4月20日(木)～21日(金)

会場：京都建設会館

受講料：18,469円(税込)

【問合せ・申込み】

建設業労働災害防止協会

京都府支部

〒604-0944 京都市中京区

押小路通柳馬場東入

京都建設会館別館内

Tel.075-231-6587

Fax.075-251-0058

受付時間：午前9時～午後5時

※ホームページから講習予定、申込書が取り出せます。

<http://kensaibo-kyoto.jp/>



※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、各講習を中止させていただく場合がございますので、予めご了承ください



各種仮設足場工事・仮設材リース

足場の組立から解体まで、一貫したサービスをご提供いたします！

足場組立のことならおまかせください！

経済産業省・官公需適格組合

全京都建設協同組合 E-mail : kizai@zenkyoto.jp

〒615-8165 京都市西京区榎原盆山 13-1 TEL : 075-392-0722

1月定例理事会

●1月定例理事会を1月29日(月)にラポール京都にて理事10名、監事1名の参加で行いました。

<協議議案>

第1号議案

理事長、副理事長の報酬
について

第2号議案

電子帳簿保存法に係る事務
処理規程の制定について

第3号議案

労働保険事務組合単価の改定
について

<報告議案>

第4号議案

池田裁判の判決を受けて
臨時理事会を開催

第5号議案

月次報告

第6号議案

組合diary

その他

2024年度新執行部について

組合日誌

本部

- 2/9 働き方セミナー
- 2/18 日帰りカニ旅行
- 2/20 三役会議
- 2/28 定例理事会
- 3/14 支部長会議
- 3/19 三役会議
- 3/28 定例理事会

支部

- 2/6 JIC(役)
- 2/8 洛中(役)
- 2/10 北山(役)
- 2/16 右京(役)
- 2/21 伏見久御山(役)

編集後記

早いもので年が明けて2か月が経ちました。年明け前にはもうすぐ今年が終わると月日の流れを感じていたのが懐かしく感じます。1か月過ぎるのがあつという間すぎて驚いていますが、日々充実している証拠なのでしょう。それともただただ時間が過ぎるのが早く感じているだけなのか…。なんとも言えません(笑)

今年は暖冬といわれていた通

り、例年よりは寒さがましだったように思います。しかし寒いものは寒い！ 夏は休みになれば出かけていたのですが、冬はやはり出る気にもなれず引きこもりがちになります。雪だるまのように着込んで出ていくので、それだけで疲れ倍増です。しかし春の訪れまであと少し。

インフルエンザやコロナウイルス、胃腸炎など次から次へとウイ



ルスにやられていた1月、2月ですが、年末年始のあとは年度末が近くなり、慌ただしい日々は続きそうです。免疫力を高めて新年度も元気に頑張っていきたいですね！

心をつなぐお手伝い

私たちはお客様の事業と運動に貢献する、パートナーでありたいと願っています。

印刷媒体、映像媒体、電子メディアの企画・制作、
イベント企画、DTP指導サービスの提供

株式会社 きかんしコム

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
E-mail: com@mediapark.co.jp https://kikanshicom.jp/

全京都建設協同組合 メールアドレス一覧

組 織 部	soshiki@zenkyoto.jp
建設工事業部	koji@zenkyoto.jp
文 化 財	bunkazai@zenkyoto.jp
機 材 リ ー ス	kizai@zenkyoto.jp
(総 務)	soumu@zenkyoto.jp

ホームページ <https://zenkyoto.jp/>

足場のことならおまかせください

全京都建設協同組合では、幅広い商品を取り揃えています！

枠・くさび式足場材、フェンスなど仮設材から、脚立やトイレまで幅広い商品を在庫しております



在庫等のお問い合わせは
機材リース課まで

機材リース課

TEL : 075-392-0722

FAX : 075-392-0755



建設工事事業部

TEL : 075-382-1021

FAX : 075-394-3201

事務代行

TEL : 075-382-1023

FAX : 075-394-3201

文化財事業部

TEL : 075-392-0722

FAX : 075-392-0755

全京都建設協同組合

〒615-8165 京都市西京区榎原盆山13-1

TEL : 075-382-1021

FAX : 075-394-3201

組織部(代表)